

新城市農業委員会だより

た はた

田畑マモルミハル

第26号

令和2年1月16日発行
新城市農業委員会

〒441-1392
新城市字東入船115番地
TEL 23-7632/FAX 23-7047

女性の力の積極的な発揮に向けて ～農業委員会への女性登用の要望書が提出されました～



12月5日、市内の女性農業者団体の代表者等4名が新城市長（写真右）および新城市議会議長（写真左）を訪問し、農業委員会への女性の登用の要望書を手渡しました。

農業委員会法が改正され、農業委員等の選任は地域等からの推薦・応募、立候補となり、議会の同意を踏まえた市長による任命制に移行しています。また、法改正では年齢や性別にも著しい偏りが生じないように配慮する規定も盛り込まれています。

新城市農業委員会では現在4名の女性の農業委員と農地利用最適化推進委員がおり、積極的に活動しています。令和2年10月30日から始まる次期農業委員会体制でも、多くの女性の候補者が応募され、女性の力が十分発揮される体制が整うことを期待します。

※現委員の任期は平成29年10月30日から令和2年10月29日までの3年間で、令和2年10月30日からの農業委員会新体制に向けては令和2年6月頃に募集が行われます。詳細は今後の広報ほかや新城市公式ホームページ等で紹介される予定です。

新城 あっちこっち

市内あっちこっちの、
珍しい話、自慢したい話、
紹介したい話を
農業委員・推進委員が
紹介します！

新城 Shinshiro

耕作放棄地ゼロを目指して



豊島地区にある環境保全会を紹介します。この会では、毎月1回ほど地域の耕作されていない田畑や、道路が荒れないように草刈りをしています。また、耕作している田畑の不便な場所があればみんなで知恵を出し合い、水路の改修などで農地の保全を目指しています。作業の中には水路脇に植えられた200株のアジサイの手入れもあり、開花時期となれば色とりどりの花を咲かせています。花を見ながらの区民のクリーンウォーキング大会なども行われて、保全活動について少しでも知ってもらえる良い機会になっていると思います。今後も荒廃農地のない地区を目指して活動していきたいと思っています。

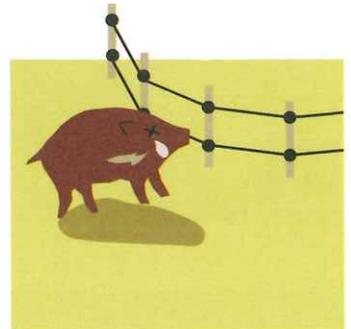
昨今の鳥獣被害の現状は全国各地で非常に悩ましい事態となっています。とりわけ、イノシシ、シカ、サルは昔から田畑を荒らす害獣の代表格です。

昔からせめてもの防御方法として「シシ垣」という侵入を防ぐ垣根がありました。近年、国の有害鳥獣侵入防止策の一つとして金網柵があります。そこで、私たちの集落では、この制度を活用して集落を丸ごと金網柵で囲みました。施工後は、イノシシによる被害はゼロとなっています。

ちゃっかり者のシカは、近頃、公道から我が物顔で侵入してきます。まさに、動物からしてみれば、私たち人間が動物園状態です。でも、農作物を守る効果は抜群です。

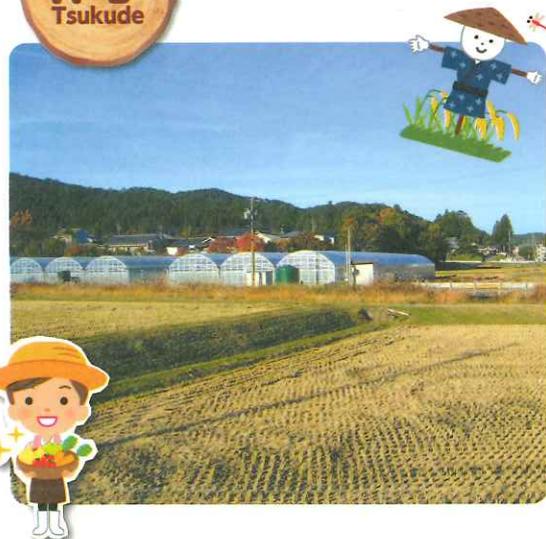
鳳来 Hourai

のどかな山里の集落が動物園に？



作手 Tsukude

求む！新規就農者！



作手地区では過去5年間の就農者18人の内11人がトマト農家として歩んでいます。「新城が一番サポートがしっかりしていたので就農した」という話を新規就農者から聞いています。農林業公社や市・愛知東農協のしっかりしたサポート、また、地区との繋がりがあからこそだと思っています。地区住民の方には新規就農者をあたたかく迎えていただければありがたいです。引き続き新城市に若い方が続々と就農されることを望みます。

新城市ではトマト、イチゴ、ハウレンソウを推奨作物として新規就農者を募っていますが、耕作放棄地にも推奨できるような作物も農業委員会として考えていければと思っています。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会に参加しました！

9月13日に実施された研修会では、改正農地中間管理事業法等の説明を受けました。改正法では農業委員会の役割として、「農地所有者等の意向把握」と「集落での話し合い活動への参加」が明確化されました。

具体的には農地の利用意向調査の実施と「人・農地プラン」の作成・見直しに向けた地域の話し合い活動を推進することがより一層重要となります。



農地中間管理事業が変わりました！

改正のポイント

◆人・農地プランに基づく地域の「話し合い」が重視されます

→農地の利用状況等を地図化し、5～10年後の地域農業の方針を話し合います

◆より使い勝手のよい制度になりました

→貸付年数等の条件が「緩和」され、計画書様式などの手続きが「簡素化」されます

市内の下限面積をお知らせします

下限面積（別段面積）とは、農地法第3条の許可等（農地を農地として取得する許可）を受ける際、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

新城市農業委員会では、平均的な経営規模や遊休農地等の実情から、別段面積を定め、下限面積としています。

令和元年10月開催の農業委員会総会にて、現行の下限面積の修正について審議されました。各地区の農地や農業の実情を鑑み、審議の結果、現行のままと決定しました。

新城地区	30アール(3,000㎡)
鳳来地区	10アール(1,000㎡)
作手地区	30アール(3,000㎡)

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金 6つのポイント

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
(※一定の条件があります)
- 終身年金 80歳まで死亡一時金あり

■加入要件〈下記のすべてに該当する方〉

- ◆年齢が60歳未満の方
- ◆国民年金の第1号被保険者
(ただし保険料納付免除者でないこと)
- ◆年間60日以上農業に従事する方

加入のお申し込みは、お近くのJA窓口をお願いします。

詳しくは、

全国農業新聞を購読しませんか

分かりやすい農業・農政の解説、地域の暮らしと話題が満載です。

■発行／全国農業会議所 月4回 毎週金曜日発行

■月額／700円、年8,400円（税込）

購読のお申し込みは新城市農業委員会事務局までご連絡ください。



農地の所有権移転・貸借・転用等を行う場合には、 農地法等に係る手続きが必要です。

◆農地法第3条関係（農地の所有権移転・貸借、相続の届出）

農地を耕作目的で譲渡や売買等を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。許可基準をもとに、譲受人（借人）の農業経営について審査します。
また、農地を相続した場合には相続の届出を出していただく必要があります。



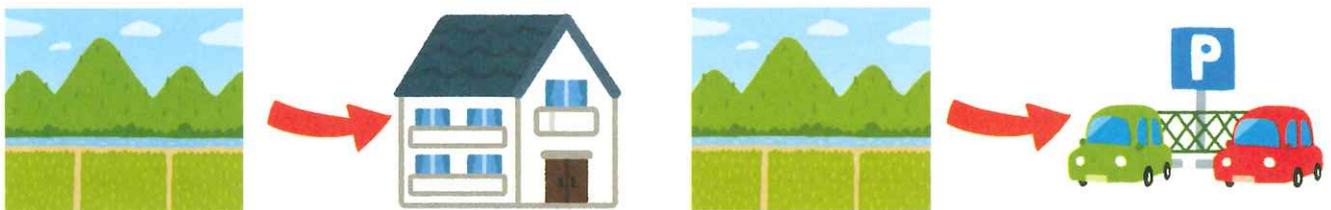
◆農地法第4条関係（自己所有の農地を転用する場合）

自己所有の農地を農地以外（住宅や資材置場、駐車場等）に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。（市街化区域の場合は届出）

◆農地法第5条関係（他者の農地を転用する場合）

他者の農地を買い（または借りて）農地以外に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。（市街化区域の場合は届出）

※農地により許可基準が異なりますので、転用をお考えの方は一度ご相談ください。

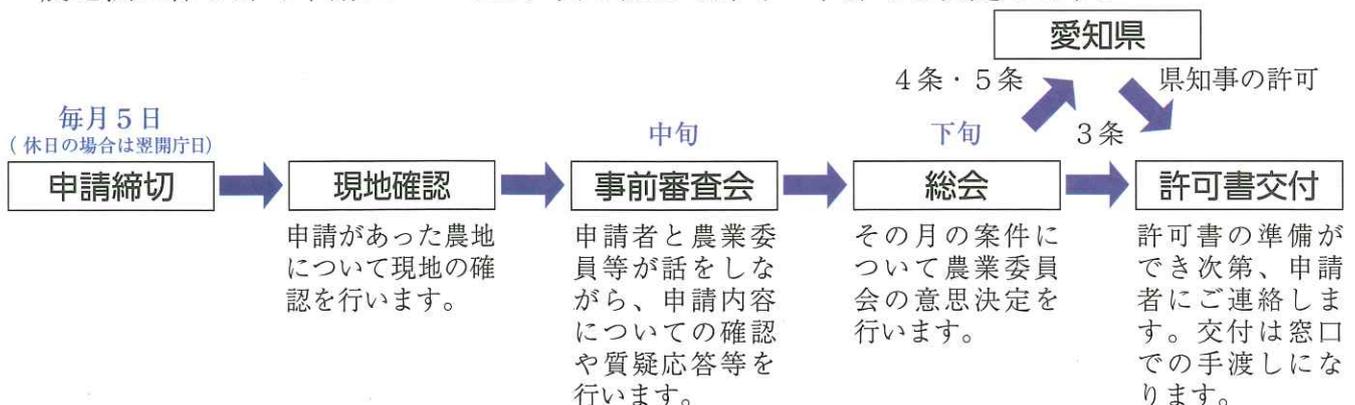


◆農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定

農地を借りたい・貸したい場合には、利用権設定でも契約をすることができます。
有償（物納含む）で貸し借りをする「賃貸借」と、無償で貸し借りをする「使用貸借」の2種類があり、当事者間の意向により定めることができます。契約期間が終了すれば自動的に貸し手に返還されますので、貸す側も安心して貸すことができます。

◎農業委員会の審査の流れ

農地法に係る許可申請については、次の流れで許可・不許可を決定します。



各手続きは、鳳来総合支所・作手総合支所の地域課（地域整備係）でも受け付けています